

令和7年12月19日

### 1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	簗	原	悠	太	朗						
副	市	長	原	亮	一							
教	育	長	城	後	慎	一						
未来創造戦略室	長	丸	山	隆								
総	務	部	長	坂	田	智	子					
企	画	部	長	田	中	和	己					
市	民	部	長	牛	島	新	五					
健	康	福	祉	部	長	平	武	文				
教	育	部	長	馬	場	浩	義					
総	務	課	長	清	水	正	行					
人	事	課	長	古	村	和	弘					
財	政	課	長	鵜	木	英	希					
企画政策課	企画政策係	長	朽	網	俊	哉						
定	住	対	策	課	長	松	本	伸	一			
商	工	・	企	業	誘	致	課	長	隈	本	興	樹
福	祉	課	長	甲	斐	田	英	樹				
子	育	て	支	援	課	長	末	崎	聡			
健	康	推	進	課	長	末	廣	英	子			
介	護	長	寿	課	長	前	田	加	代	子		
農	業	振	興	課	長	栗	原	勝	久			
林	業	振	興	課	長	月	足	和	憲			
上	下	水	道	局	長	松	尾	正	久			
矢	部	支	所	長	轟	晃	守					

## 議事日程第6号

令和7年12月19日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
  - 第2 特別委員会の廃止について
  - 第3 議案上程・説明
  - 第4 議案審議
    - ・質 疑
    - ・討 論
    - ・採 決
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

議案第60号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第3号）

新庁舎建設特別委員会

#### 第2 特別委員会の廃止について

新庁舎建設特別委員会

#### 第3 議案上程・説明

議案第62号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第65号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第4号）

議案第66号 令和7年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第68号 令和7年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和7年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和7年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）

#### 第4 議案審議

- ・質 疑

- ・ 討 論
- ・ 採 決

---

## 午前10時 開議

### ○議長（橋本正敏君）

おはようございます。12月定例会最終日となりました。本日も最後までよろしくお願いたします。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、議案資料及び提案理由書を配信いたしておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

### 日程第1 委員長報告

### ○議長（橋本正敏君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第60号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆様おはようございます。ただいまより予算審査特別委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第60号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第3号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認めることに決しましたことをまずもって御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項で主なものを申し上げます。

最初に、総務文教分科会委員長から、庁舎管理業務について、複数ある施設の中で黒木支所、立花支所及び矢部支所の3つの施設を対象にした理由と、今回の補正予算の中に上陽支所と星野支所が入っていない理由はとの問いに、市の施設は約300あり、その中で優先順位をつけて今後の工事を計画している。今回の3つの支所は、過疎債が活用できないため、脱炭素化推進事業債を活用する。この脱炭素化推進事業債は本年度までの契約が対象であるため、今回の補正予算に計上している。

上陽支所については、施設の集約化のために複合施設の調整を進めており、その中でLED化に対応していく予定である。

星野支所については、現在、耐震診断を実施しており、その結果、補強・改修が必要になる可能性があるため、コストや来庁者への影響を少なくするように、診断結果に併せて計画をしていくとの報告でございました。

次に、厚生分科会委員長から、身体障がい者補装具給付事業について、高額な電動車椅子・姿勢保持装置を購入する場合、入札をしているのかとの問いに、補装具は体の補完をするものであり、医師の処方箋が必要となり、補装具の多くはオーダーメイドである。寸法などを細かく測るなどの専門的な知識や技術を要するため、対応できる事業所は限られており、入札にはなじまないとの報告でございました。

次に、施設型給付・地域型保育給付事業について、今回の補正は国の制度で、八女市以外も同じような対応をしているのかとの問いに、国の制度は、保育所、幼稚園に同時に通っている子どもの中で3番目の子がいる場合に適用されるので、上の子どもが小学生になると対象から外れていく。今回の補正は、福岡県の独自事業である。扶養から外れている子を対象外とし、上の子どもから数えて3番目以降であればよいとの報告でございました。

次に、建設経済分科会委員長から、農地中間管理事業について、地域集積協力金はどのように交付されるのかとの問いに、一定以上の集団性のある農地を範囲として設定された地区で取り組む事業であり、その地区に対して交付されるものである。交付金の使途については、特に規定されておらず、施設の整備や参加者で分配するなど、地域の実情に合わせて活用されるとの報告でございました。

有害鳥獣対策事業について、防疫資材購入費が補正予算に計上されているが、埋設処分についての支援は考えられなかったのかという問いに、豚熱の発生以来、八女猟友会、八女東部猟友会と情報交換を行っている。埋設処分も含めて、最終処分の方法について研究しているとの報告でございました。

以上が、全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第60号は原案のとおり可決しておりますが、ただいま報告いたしました審査の概要と各分科会が出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきますよう申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

**○議長（橋本正敏君）**

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

**○議長（橋本正敏君）**

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、令和5年第3回定例会において新庁舎建設特別委員会に付託された継続審査案件につきまして、委員長より報告の申出がっておりますので、会議規則第44条第1項の規定により報告を求めます。

**○新庁舎建設特別委員長（高橋信広君）**

新庁舎建設特別委員会より最終報告を申し上げます。

まずもって、市長をはじめ、執行部の皆様及び新庁舎建設に携わっていただいた全ての皆様に、新庁舎建設が無事に完成しましたことに心よりお礼を申し上げますとともに、深く感謝申し上げます。

新庁舎建設特別委員会は、執行部の新庁舎建設推進本部の設置に伴い、平成30年6月定例会において、新庁舎建設に関する調査研究及び協議を目的として9人の委員をもって設置されました。

設置から7年にわたり、35回の特別委員会において、執行部より基本計画から設計及び建設工事に係る諸事項について詳細な説明を受け、活発な議論を重ねてまいりました。その間、2度にわたる議会の改選により、委員の構成が変わり、第1次の特別委員会は平成30年6月から平成31年3月までの9か月、第2次は令和元年6月から令和5年3月までの3年9か月、そして、第3次は令和5年6月から現在まで2年6か月の期間を担ってまいりました。

第1次特別委員会では、7回の委員会を開催するとともに、飯塚市と小林市の新庁舎を視察し、基本計画に対する意見をまとめ、平成30年12月に4項目を盛り込んだ第1回提言書を市長へ提出し、基本計画に反映されました。

第2次特別委員会では、19回の委員会を開催するとともに、玉名市及び武雄市の新庁舎を

視察し、市民第一の観点で意見、要望を集約し、令和元年10月に議会フロアの在り方について第2回提言書を市長に提出し、基本設計、実施設計に反映するよう求めてまいりました。また、令和元年11月に新庁舎整備全般に関する課題に対して意見、要望を集約し、防災対策をはじめ、6項目について第3回の提言書を市長に提出し、市民にとって安心・安全な施設とするよう要請いたしました。さらに、令和3年2月に着工してからは建設工事の安全性等進捗状況を確認してまいりました。

第3次特別委員会では、8回の委員会を開催するとともに、建設現場視察等の進捗状況をはじめ、建設完了までの確認を経て、令和6年5月に新庁舎の供用が開始され、令和7年6月に外構工事が完了して今日に至っております。

これまで特別委員会として、新庁舎は何よりも市民第一に市民が利活用しやすい、市民のための施設にすることを念頭に、様々な意見、提言を行ってまいりました。最終的には、図書館をはじめ、周辺の公共施設との複合化が実現できなかったことは残念であります。基本計画の基本理念には市民第一の観点でにぎわい創出の拠点となるよう「賑わいを創り」という文言が盛り込まれました。また、八女産木材が幅広く利活用されたこと、議会フロアにおける議場等諸室の適切な配置と面積になっていること、駐車場が平場で十分な台数が確保できたこと、周辺の冠水、浸水対策が講じられたことなど、多くの意見、要望が反映されたことは、当委員会が一定の役割を果たしたものと思っております。

以上の経過を経て、当委員会は設置の目的を終えたため、今定例会をもって、特別委員会を廃止いただくことを要望いたします。

最後になりますが、改めて市長をはじめ、執行部の皆様及び新庁舎建設に携わっていただいた全ての皆様に敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

今後は、市民をはじめ、利用者の皆様にとって安心・安全な施設としての役割を果たすとともに、心温かく居心地のよい施設に感じてもらえる八女市新庁舎であり続けることを心よりお願い申し上げます。新庁舎建設特別委員会としての最終の委員長報告とさせていただきます。皆様、最後までありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

委員長報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

お諮りいたします。本件につきましては、委員長報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

## 日程第２ 特別委員会の廃止について

○議長（橋本正敏君）

日程第２．特別委員会の廃止についてを議題といたします。

先ほどの新庁舎建設特別委員会委員長の報告におきまして、特別委員会の設置目的が終了したため、特別委員会の廃止が要望されたところでございます。

お諮りいたします。新庁舎建設特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、新庁舎建設特別委員会は廃止することに決しました。

## 日程第３ 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第３．議案の上程を行います。

市長より議案９件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第62号から議案第70号まで計９件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様、改めましておはようございます。まず、令和７年第５回八女市議会定例会において、議案９件を御承認いただき誠にありがとうございます。定例会最終日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今定例会にさらに議案９件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第62号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の期末手当について年間で0.05月分の引上げを行うものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定によ

り、議員の期末手当についても、同様の引上げとなるものでございます。

続いて、議案第63号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、第1条において、宿日直手当の額、期末手当及び勤勉手当の支給率、給料表並びに通勤手当定額表を改定するものでございます。

期末手当及び勤勉手当につきましては、合わせて年間で0.05月分の引上げを行うものでございます。

なお、この第1条の規定は、令和7年4月1日から遡及して適用することとしております。また、第2条において、期末手当及び勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合が均等になるよう改定し、通勤手当に新たな距離区分を新設するものでございます。

あわせて、災害応急作業等手当を新設するため、附則第5項において、八女市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

この第2条の規定及び附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第64号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、八女市職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものでございます。

勤勉手当につきましては、年間で0.05月分の引上げを行うものでございます。

なお、附則において、この条例の規定は、令和7年4月1日から遡及して適用することとしております。

続いて、議案第65号から70号。

議案第65号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。今回の補正は、第1条において1,080,852千円を追加し、総額は46,736,104千円となります。

第2条は繰越明許費を追加するもので、5ページに記載しておりますとおり、暮らしサポート商品券事業外6件でございます。

補正予算の主な内容といたしましては、物価高騰支援事業と人件費の補正でございます。

まず、物価高騰支援事業につきましては、暮らしサポート商品券事業、物価高対応子育て応援手当給付事業、プレミアム商品券助成事業、高齢者世帯エアコン設置助成事業等の12事業で、予算額は1,009,865千円でございます。

次に、人件費につきましては、議案第62号から第64号までの給与に関連する条例の一部改

正に伴い、特別職及び一般職の期末手当等の引上げや会計年度任用職員を含めた給料表の遡及改定に伴う給料等の増額並びに人事異動等による給料等の組替えによるものでございます。

人件費の補正予算額は、一般会計及び議案第66号 令和7年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）から議案第70号 令和7年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）までの5会計で、合計71,220千円の増額でございます。

歳入につきましては、一般会計は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金、各特別会計は、一般会計繰入金並びに水道事業会計及び下水道事業会計の内部留保資金等で調整を行っております。

なお、それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

**○議長（橋本正敏君）**

以上で議案の上程を終わります。

次に、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会において協議いただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

**○議会運営委員会委員長（川口誠二君）**

おはようございます。市長より12月16日に送付を受け、本日上程をされました議案9件につきまして、12月18日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果を御報告申し上げます。

議案第62号から議案第70号につきまして執行部より説明を受け、取扱いについて協議しました結果、いずれも速やかに議決する必要があると認めるところから、議会運営委員会といたしまして、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（橋本正敏君）**

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、市長より送付を受けました議案第62号から議案第70号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第70号までは委員会付託を省略することに決しました。

**日程第4 議案審議**

○議長（橋本正敏君）

日程第4．議案審議を行います。

議案第62号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

この議案第62号は、特別職の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるというものでありますけれども、この引上げに当たって特別職報酬等審議会が開かれたかどうか、お尋ねをいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

特別職報酬等審議会につきましては、市長の諮問に応じて議員の報酬や市長、副市長、教育長の給料について調査審議をするものであると認識をいたしているところでございます。

今回については期末手当の改定ですので、報酬審議会等は開いていない状況でございます。以上です。

○19番（森 茂生君）

給料だから審議会は開いていないということですね。この表題にありますように、特別職報酬等審議会になっています。報酬と、そしたら給料の違いをお尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

報酬と給料については、ほぼ一緒であると認識をいたしております。この報酬等審議会の規則の中に、条文の中に、先ほど申しました給料についてを審議するということになっておりますので、重ねてになりますけど、今回、期末手当については審議会等を開いていない状況でございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

これは以前からそのような答弁ですので、分かりますけれども、どうも納得ができませんので、ちょっと振り返って調べてみましたところ、特別職の報酬について、昭和39年5月に自治事務次官通知が来ているかと思えます。それを読みますと、「最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。」ということである述べられております。例えば、審議会を第一番に設置しなさいよということ。それから、都道府県知事、あるいは県議会、審議会の意見を聞かな

ければならないということが言われております。そして、都道府県の議員、長及び常勤の職員をその審議会に任命することは避けなさいよとなっています。これはあくまで都道府県ですけれども、都道府県から貴管下の市町村にこの旨を通知するよという旨が述べられております。ですから、相当以前の話ですけれども、この趣旨は私は変わっていないと思っております。

なぜかという、また昭和48年には、重要な部分だけ読みますと、一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりではなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよという言葉で述べられております。これについてどのようなお考えがあったのか、お尋ねします。

**○人事課長（古村和弘君）**

特別職報酬等審議会については、確かにここ最近は開いていないような状況でございますけど、情勢等は日々変わってきていると思いますので、きちんと近隣の状況と、そういったものは毎年毎年きちんと確認をしておりますけど、引き続ききちんと確認をしながら特別職報酬等審議会を開くということを市長のほうから諮問されたときには開きたいと考えております。

**○19番（森 茂生君）**

よその市町村を私つぶさに調べていませんので分かりませんが、ほとんどの全国の自治体は給料になっていますか、それとも報酬、どのようになっていますか。

**○人事課長（古村和弘君）**

全国の自治体が、特別職報酬等審議会が給料についてか、給与についてかについては、ちょっと現段階で調べておりませんので分かりませんが、近隣の自治体を見ますと、この期末手当については特別職報酬等審議会には諮っていないということはきちんと確認をいたしているところでございます。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

私が調べた範囲では、例えば、隠岐の島町ですけれども、町長の特別職の報酬及び期末手当について諮問する、中野区議会は議員の報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長の常勤の監査委員の給料及び期末手当の額ということで、私が調べた範囲では給料だけではなく給与になっていたり、報酬になっていたり、期末手当をちゃんと含むようになってい

るのが私は多かったと思います。やっぱりその点を鑑みて給料を、だからといってかけないという、せっかく審議会を設置されておりますので、私はかけるべきだと思います。

八女市の審議会規則をつぶさに見てみました。そうしたところが、規則の廃止ということで、八女市特別職報酬等審議会会議規則、括弧して、昭和40年規則第1号は廃止するということになっています。当初できたのは昭和63年3月25日に廃止されているわけです。そして、その後、恐らく給料だけになったんだろうと想像されます。その前には恐らく報酬、名前が報酬ですので、報酬も含まれたところで審議をしていたと想像されます。ですから、いつの間にか給与だけになってしまって、給料は月の基本給だから期末手当は関係ないという論法で今までずっと来たのだらうと思います。ですから、私はよその例に従って給料及び期末手当ということにすれば、当然、今回の場合も含まれると思います。そのように私は変えるべきだと思いますけれども、市長はいかがなお考えなのか、お伺いします。

**○市長（箕原悠太郎君）**

お答え申し上げます。

給与と報酬の細かい定義の違いと、改めてしっかり執行部でも検証させていただきたいと思っておりますけれども、昭和40年代等に遡るところでの廃止の経緯等はどこまで確認されるかというところは、ちょっと実際に調べてみないと分からないところでございますけれども、いずれにせよ、この審議会、この給与の部分に限らず、この審議会というのは執行部だけで判断すべきことではない、しっかり市民の方、専門家の意見を踏まえて判断しないといけないことについて諮問を求めるところで、どこまで審議会をつくるべきかというところは、そこはしっかり執行部のほうで検討して、まずはいただいた御指摘を踏まえて内部でしっかり検証を行いたいと思っております。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

これは遠い昔の話ですけれども、ずっとそれは生きてきたまま来ているわけです。そして、第32次地方制度調査会の答申、これはちょっと年代は分かりませんが、第1次の安倍内閣のときだったかと思っております。全く同じ趣旨で答申が行われております。やっぱりそれをきちっと勘案して、変わった経緯、そして、近隣はそうでしょうけれども、全国的なものも一応勘案して、もう一回精査をするべきだと思います。いかがでしょうか、もう一回精査をするということですか、されませんか。

**○市長（箕原悠太郎君）**

過去の経緯も含めて、御指摘いただいた内容については、執行部のほうで検証を行いたいと思っております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定いたしましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第62号に反対の立場で討論を行います。

コロナ禍に続き、現在大変な物価高が起きている中、市民生活は大変苦しいものとなっております。また、労働者の賃金も急激な物価高で実質的に減り続けているのが現状です。

このような中、特別職の期末手当を人事院勧告どおりに引き上げることは、市民の皆さんから見て納得が得られるか疑問であります。

国が昭和39年に当時の世論動向を踏まえ、特別職の職員の報酬額の決定については第三者機関の意見を聞くことにより、より一層公平を期さなければならないとする旨の通知が発出されております。そのために全国の自治体に特別職報酬等審議会が設置された経緯があるようです。

また、第32次地方制度調査会答申では次のように述べられています。「特別職の報酬は、その職務の特殊性や責任、活動実態に基づいて決められるべきものです。生計費や民間賃金の動向を主因として機械的に決まる一般職の給与改定とは、その性質が根本的に異なります。議員報酬や特別職の給与を改定する際、特に他団体との均衡や一般職への準拠を理由にするのではなく、なぜその額が妥当なのかという具体的な理由づけが必要です。これは自分たちの報酬を自分たちで決めるというお手盛り批判を避け、住民の透明性を確保するためです。住民の理解が得られるためには、特別職報酬等審議会などの第三者機関において、地域経済の実態や財政状況、議員の活動内容を多角的に審議し、その答申を重視することが重要である」と述べられております。まさに的を射た答申内容ではないでしょうか。八女市でも審議会をつくり、審議会で審議をし、そして、特別職の給与を決めるべきだと思います。

以上の理由により、議案第62号には反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

人事院勧告に従って一般職の給料を上げるというものかと思えますけれども、今回の人事院勧告、今までと大きく違った方法といいますでしょうか、違っていると思えますけれども、今回の人事院勧告、大きく違った点はどういうことなのか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

今回の人事院勧告で大きく違った点が、官民の給与の比較についてがちょっと違っている部分があります。令和7年度の人事院の勧告により、比較対象の企業の規模がこれまで50人以上が調査の対象となっていたのが、今回、100人以上ということに引上げが行われております。このことにつきましては、行政課題の複雑化や多様化、また、厳しい人材獲得競争などを踏まえて、より規模の大きな企業と比較をするように変更されたものと認識をいたしております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

実は人事院勧告は公正にやっているのかなと私はずっと今まで思っていましたけれども、平成18年、20年ほど前になりますけれども、公務員の給料が高過ぎるという批判を受けて、今まで100人以上の企業を調査していたのを50人に引き下げた経緯があるようです。そのために平均で4.8%削減されて、その後ずっと公務員の給料は50人以上の企業を基準に算定されてきた経緯があります。そのためにどんどん公務員の待遇は悪くなって、競争倍率も非常に私はびっくりしたんですけれども、10年ほど前は7.9%あったのが、令和4年には5.2%と急激に減っているわけなんですよ。そういうことで、これじゃいかんと思って、また100名規模に戻した。そのために今度は大幅な賃上げになると私は理解をしております。それで、この物差しを変えるもんだから、相当全国の自治体はそれに従うわけですので、大変な影響だと思います。

それはそれとして、4月に遡及するわけですので、あるいは期末手当も通勤手当ですか、これも遡及するわけですので、恐らく相当な額になるような気がします。平均でどれくらい遡及してその額が増えるのか、お尋ねします。

**○人事課長（古村和弘君）**

御説明いたします。

給与につきましては、1人当たり年間で約126千円の増になります。期末勤勉手当につきましては約44千円の増ということになりまして、合わせて年間で約170千円の増となります。市の全体といたしましては、合計で正規職員だけで103,392千円ぐらいの増ということになります。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

職員は、恐らく今まで相当民間企業よりも押されぎみに来ていたわけですので、私は一般職の値上げには賛成ですけれども、内需拡大というのは、恐らくどの政党も言っているわけですので、内需拡大の一因になるものだと思っております。

それから、災害応急手当というのが新設されたと言われましたけれども、この災害応急手当とはどういったものか、ちょっとお知らせください。

**○人事課長（古村和弘君）**

災害応急手当を新設する具体的な理由といたしましては、近年、激甚化や頻発する豪雨災害等において、河川の巡視や道路の通行止めの対応など、危険や困難を伴う業務に従事する職員が増えている傾向がございます。こういった業務に従事する職員の労苦に報いるとともに、迅速かつ適正な災害対応体制を維持確保するため、特殊勤務手当を新たに新設させていただきたいと考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

会計年度任用職員の給与ですけれども、福岡県内では最低賃金を下回った給与が支払われているというのが最近明らかになって、ちょっと問題になったことがあります。八女市の場合、会計年度任用職員の最低賃金を下回っていないかどうか確認されましたか。

○人事課長（古村和弘君）

最低賃金は常に確認をいたしているところでございます。その中で、福岡県が11月に改定を行って、その額は1,057円だと考えております。八女市として会計年度任用職員のお支払いしている額については、時給について1,178円でございます。また、今回のこの議案が可決されましたら1,255円となり、福岡県の最低賃金はクリアしていると考えております。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

それから、支給日ですけれども、以前は遡及せずに年を越して手当ということで、その分ぐらいを1月に支払っておったと記憶しております。そして、今回は遡及をするわけですので、遡及すると、例えば、12月に支払えばいろんな壁、扶養を外されたり、社会保険料負担が増えたり、いろんな問題が起きてくるから、そこのところは非常に会計年度任用職員は気を使っていらっしゃるかと思えます。それで、支払い日が年度内なのか、それとも前回みたいに1月に越してから支給をされるものなのか、そこら辺のところどうなっているか、お尋ねします。

○人事課長（古村和弘君）

会計年度任用職員につきましては、正規職員と違って収入調整をされてある職員の方もおられると思いますので、年明けて1月になって支給をしたいと考えております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○18番（三角真弓君）

改めての質問ですけど、この会計年度任用職員の業務というのは、それぞれ全く場所によって違うわけですね。仕事の内容によっては、先ほどおっしゃったような、そういう危険な場所というのもあると思うんです。今の現状ではそういう危険手当とか、そういったものはあるんでしょうか、分からないのでお尋ねですけど。

○人事課長（古村和弘君）

現在は危険手当等はありませんけど、先ほど議案第63号で提案させていただいた応急等の作業手当が発生を、議案を議決していただいた後には会計年度任用職員も道路の通行止めとかで、例えば、土砂を早急に撤去しないといけないような状況がございますので、そういった場合は、そういった手当が支給されると認識をいたしております。

○18番（三角真弓君）

非常に気候変動によって、そういう危険の伴うような場所の任務に当たってある方もいらっしゃるというのは分かっておりますので、今後、十分そのことを検討していただければということで、これは要望にとどめておきます。

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

午前11時5分まで休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第65号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（小山和也君）

議案第65号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第4号）のうち、新規事業になります2款1項6目の暮らしサポート商品券事業について質疑をさせていただきます。

先日、国会で決まりまして、本市においては今日上程をされているということで、素早い対応に感謝を申し上げるところでございます。

この事業説明書の中に、まず1人当たり10千円分の商品券を配ると。取扱店は商工会議所及び商工会に加盟している会員（希望事業者）並びにJAふくおか八女と示してございます。希望事業者があるかどうかというのはまだ分からないかとは思いますが、現時点で大型の複合商業施設では、この商品券は使えないと理解してよろしいでしょうか。

○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）

お答えいたします。

今回の御質問についてですけれども、これまで類似の事例としてプレミアム商品券がございますけれども、こちらの商品券の取扱いと同様に、商工団体と連携しながら、商工団体へ加入されている事業者であれば大小問わず取扱店になると考えております。

以上です。

○8番（小山和也君）

承知しました。

この中で、国としては食料品の物価高騰に対する特別加算ということを書いてありますけれども、これは八女市でこの商品券を使う場合も食料品に限定されるものなのかどうか、お尋ねいたします。

○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）

お答えします。

今回の目的は物価高騰対策ということでございますので、食料品はもとより、生活に必要なその他の経費についても利用可能と考えております。

以上です。

○8番（小山和也君）

ありがとうございます。

最後に1点、この取扱店の中にJAふくおか八女が入っておられますが、これもJAふくおか八女との今の時点で調整が必要かなとは思っているんですけど、この商品券をガソリンスタンドで使うことは可能でしょうか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

お答えいたします。

こちらはJAのガソリンスタンドということでございますけれども、もちろん、JAがガソリンスタンドでも取り扱えると御判断いただければ、取扱店として対応したいと考えております。

以上です。

**○8番（小山和也君）**

それはJAと今から協議をなさるといふことの理解でよろしいでしょうか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

これから協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

**○8番（小山和也君）**

それでは、ガソリンスタンドで使えるとなった場合の周知はどのようになさいますか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

周知につきましては、商品券を配布する際に取扱店の一覧表を配りたいと思っておりますので、そちらでの周知と、あとは八女市のホームページでの周知を考えているところでございます。

以上です。

**○8番（小山和也君）**

そしたら、配布前に調整をしていただくといふことの理解でよろしいでしょうか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

以上です。（「以上です。終わります」と呼ぶ者あり）

**○4番（水町典子君）**

同じく、暮らしサポート商品券事業についての質問を行います。

2点ございますけれども、まず、この商品券の使用期限が設けられるのかどうか。商品券の送付と書いてございますが、送付の方法について、郵送を想定されている場合、普通郵便になるのか、書留になるのか、お答えいただきたいと思っております。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

お答え申し上げます。

期限につきましては、おおむね6か月での使用と考えておりまして、4月1日から9月末までの6か月で考えております。

続きまして、送付の方法でございますけれども、郵便におきまして、例えば、ゆうパックであったりとか、配達記録が残るような方法での郵送のほうを考えております。

以上でございます。

**○議長（橋本正敏君）**

よろしいですか。ほかは。

**○18番（三角真弓君）**

同じところの質問ですけど、商品券になった場合、例えば、身寄りがなくて施設入所とか、商品券が全ての方に配られても使えない方への配慮はどうされますか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

入院されている方にももちろん配布はしたいと考えているんですけども、そこは、例えば、病院に入院されている方に関しましては病院側と、そして、施設に入所されている方は施設の運営の方と相談しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

結局、商品券ばかりのやり方ではなくて、例えば、マイナンバーカードの公金振込、現金という形になるでしょうけど、非常に対象者を見て、商品券があっても買いに行く場所がなかったり、あるいは施設に入所してある方、なかなかそこら辺の部分というのが、これはいろいろ分けることは難しかったかなとは思んですけど、半年間の期間があれば、これはそういう商品券だけでやってよかったのかというのはちょっと疑問なんですけど、これは市長どのように思われますか。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答え申し上げます。

議員から御指摘いただいたとおり、当然現金での配布、また、お米券をはじめ、いろんなやり方があったわけでございますけれども、今回のこの物価高騰対策、景気対策というところを考えますと、商品券には大きく2つ利点があると考えていまして、1点は、やはりこれまでも現金の配布というのは国の政策も含めてありましたけれども、やはりその多くが貯蓄に回ってしまっているというデータがある、やはり消費の喚起というところでは一定の期間を設けることで、それが消費されて、地域の事業者も潤うというところで大きな政策的意義があるのかなと。

もう一点は、商品券にすることで、やはり現金だとその利用を、例えば、八女市外でやってしまう、例えば、海外旅行で使ってしまうとか、そういったところも考えられるものの、商品券とすることでこの八女市内に確実に利用が行われるというところで、そういった意味でも、この地域の経済全体の底上げにつながると。そういった政策意義を考えると、当然現金のほうが利便性が高い、それを喜ばれる方もいらっしゃると思うんですけども、そこを総合的に勘案して、今回は商品券という判断をいたしました。当然、今後も物価高騰対策、景気対策等様々な政策を考える上では、その政策の趣旨に応じて、今御指摘いただいたような点も含めて、その在り方についてはしっかり検討してまいりたいと思います。

**○18番（三角真弓君）**

ぜひそういう対象者によっては、中にはそういった使えない、しつこく言っておりますけれども、そういったことも含め、それともう一つは、全ての方に行き届き、これが100%使われるような、そういうことをやっぱり徹底していただきたいし、そういったのを要望して、今、市長がおっしゃったように八女市で使えること、そういったことは十分分かっておりますけれども、なかなかそれが施設にいたり、関わってくださる人がいないような人に関しては、先ほど係長が言われたように、その施設の方と話をし、ちゃんとそれが使えるような配慮はくれぐれもよろしく願いして、終わります。

**○2番（花下主茂君）**

私は、2款1項15目、交通事業者に対する支援金の交付事業について質問させていただきます。

まず、確認させていただきたいんですが、本事業の対象となる交通事業者の中に、市から運行委託を受けるような事業者も含まれるのか、確認させてください。

**○定住対策課長（松本伸一君）**

お答えいたします。

市から委託しておる業者でございますけれども、基本的には緑ナンバーで事業展開されておられる事業者さんということでしておりますが、その中にふる里タクシーで運行している各事業者、6事業者おられますけれども、その事業者も含んだ形でおるところでございます。

以上でございます。

**○2番（花下主茂君）**

では次に、特に大型車両、ここでいうと11人以上が157台あるということで数字を出していただいておりますが、大型の車両になればなるほど、例えば、路線での路線バスであったり、あるいはスクールバスとか、そういったどちらかという公共的な役割を果たしているようなバスといいますか、車両が多いのかなと思うんですが、この制度上は、車両単価はも

ちろん高いんですけれども、ただ、事業者の上限が1,000千円ということで頭打ちになっているような状況があります。ですので、構造として公共性が高い事業者ほど総体的に支援が薄まるような感覚を覚えるのですが、そういったところをどのように整理されているのか、お聞かせください。

**○定住対策課長（松本伸一君）**

お答えいたします。

先ほどの路線バスも含めた大型バスでございますが、額の基準を設けた根拠といたしまして、路線バス維持に關します委託費用、そういったもろもろの諸経費がございますけれども、ある一定の評価を検証いたしまして、その額が全国的な基準と額を定めました。それから、全国的な物価指数を掛け合わせまして、約15%ほどが物価上昇しておるであろうという金額が約82千円ほどございました。これまで燃油高騰を含めまして、4次のこの交付事業でございますけれども、今までの給付金額との整合性を勘案いたしまして、11人以上の金額を80千円と設定させていただいておるところでございます。

以上でございます。

**○2番（花下主茂君）**

では次、視点を変えまして、申請から交付に至るまでの事業スケジュールについて確認させていただきます。

**○定住対策課長（松本伸一君）**

お答えいたします。

申請は年明けまして1月から5月末までといたしております。どうしても早く事業者さんのほうに行き渡るようなスケジュール感ということで、スピーディーに申請をしていただくということで、周知も徹底していただくような形で周知をしまして、申請を速やかにしていただくような段取りをいたしております。どうしても申請書類が多岐にわたって、書類申請がなかなか整わないという業者さんもいらっしゃいますけれども、基本的にこういった補助金というのは、我々もチェックする機関がございますので、それ相応の準備を備えて、なるべく早く申請をしてくださいという呼びかけを積極的に行いたいと思っております。

**○2番（花下主茂君）**

今回の支援は、物価高騰下における交通事業者への下支えとしての一定の意義は私も感じるところでございますが、ただ一方で、公共性の高い事業者さんへの配慮であったり、あるいは支援のタイミングについては、そもそも物価高騰対策なので、即効性、即時性がより求められると思いますので、引き続きそういった制度設計の中で検討を進めていただきたいということを要望申し上げて終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

ほかありませんか。

**○3番（坂本治郎君）**

3款2項1目について、物価高対応子育て応援手当給付事業について伺います。

支給対象が高校3年生年代の子どもたちとありますが、この言葉がちょっとよく分からないので、ちょっと質問させていただきます。

支給対象は年齢基準なのか、それとも学年、高校生という在学されている方全ての基準という方で考えているのか、その辺どう判断されるのかということについて伺います。例えば、留年していて19歳だったりとか、定時制だったりとか、いろいろあるとは思いますが、その扱いとかはどうなるのか、お伺いします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

お答えをいたします。

今回の給付金につきましては、前提といたしまして児童手当の受給者が対象ということになっております。児童手当の受給者というのは、18歳までの児童のうち養育をしている児童ということになっておりますので、18歳であっても養育をされていない児童については今回の給付の対象とはならないと判断しているところでございます。

**○議長（橋本正敏君）**

よろしいですか。

**○3番（坂本治郎君）**

児童給付金、児童手当制度の中の対象者でということになりますか。これは何らかのデータをもって把握されている、住民基本台帳だったりとか、そういったもので把握されている、ちょっとすみません、新しい制度ですので、全て行き届くように把握されているのかということをお伺いします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

お答えいたします。

まず、児童手当につきましては、対象となられた時点で児童手当の給付申請をいただいております。今回の給付に関しましては、この児童手当が令和7年9月30日が今回の給付の基準となっておりますので、10月支給分が対象ということになっております。なので、基本的にはそこで受給対象となられていた児童は全て対象ということになります。

ただ、申請が必要な児童というのがございまして、それはその後に出産される児童ですとか、公務員の場合になりますけれども、そういったものの方に関しては改めて申請をしていただくということになります。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

**○議長（橋本正敏君）**

ほかございませんか。

**○11番（田中栄一君）**

私は事業説明書の13ページの中で、まず、その他参考となる事項に県内エアコン普及率97.5%を参考にして、非課税高齢者世帯が2.5%ほどいらっしゃるということで計算がなっていますけど、この97.5%というのは高齢者世帯のみの設置率ですか、それとも全世帯に対する設置率でしょうか。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

お答えします。

国のデータを使っておりまして、高齢者の実績がなかったものですから、全部で用いております。

以上です。

**○11番（田中栄一君）**

ということになれば、高齢者世帯というのは意外とこういうものに対してはできる限り経費節減ということでエアコンの普及率が低いと思うんですね。そういった部分を配慮しておかないとまずいんじゃないかと。あわせて、この方々が3割ほどは設置されるだろうという見込みの中で予算を立てていらっしゃいますけど、果たしてどうなのかという部分がございます。

それともう一点、100千円の設置補助ですよ。1台というか1世帯当たり。そうすると、エアコンというのは、これは100千円で設置できるのかという疑問があるんですけど、例えば、十二、三万円かかった場合に、その残りの分は高齢者世帯が負担しないといけないという形になりますが、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

まず、先に御質問いただきました足りるのかというところなんですけれども、住民票で見ての非課税世帯で、高齢者のというところでもまず見て、普及率とかも見たんですけれども、中には住民票を置いたまま入院だったり、長期入所だったりという数もあると思いますし、あと、ほかの自治体のほうで実際同様の補助をやっていらっしゃる場所があったので、その人口規模だとか申請件数から見ると、それを大きく上回る数では予算を確保しているところですよ。もし足りなくなった場合は、またそのときに検討させていただければと思っておりますが、ちょっと余裕を持っているつもりではあります。

それと、100千円を超えたらというところなんですけど、確かに私も電気屋さんを回りました、様々ですので、50千円以下のものから300千円以上のものまでありまして、中には取付け費用もかかりますし、前のがあればリサイクル料というのもかかります。安価なものであって6畳ぐらいのものでいうところであれば、前のを取り外してリサイクル料を払って取付け工賃を払って、ちょっと部品を払ってというところで見積りを取らせていただいて、

およそ予算の額だったところがありますが、確かに議員おっしゃいますように、上回る分というのは発生しないとは言い切れないと思います。

ただ、この制度が高齢者世帯6,300世帯ございますので、エアコンを取り替えるときに市のほうが平たく皆さんに金銭をお配りするというものではなく、この猛暑が何年も続いている中、取り付けていらっしゃらなくておられた、もしくは壊れたのにすぐ買換えには至らず、壊れたままに置いておかれたというところをどうしてもつけていただきたいなというところで、最低ではございますが、外して取り替えるというところを見込んだつもりではございます。不足する分は、残念ながら手出しというところにはなりません。

以上です。

#### ○11番（田中栄一君）

今年の猛暑なんかが、恐らくこれはずっと続くんじゃないかなろうかと思っておりますけど、こういったエアコンで自分の身を守るというのは確かにいいことだから、この制度自体に反対するものではありません。

ただ、市長にお尋ねしたいんですが、高齢者世帯でエアコン設置もままならんところがある。これで補助でエアコンを設置しました。ところが、その後、ランニングコストがかかるわけですね、電気料。ここら辺で、設置したわいいが、使用されない方がいらっしゃる、そういうことで、町なかでニュースを見ても結構そういう方で事故が起きていると、こういったランニングコスト、これは市が補助するというわけにもいきませんので、そこら辺についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねします。

#### ○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、エアコンを設置した後も電気代等かかるわけでございますけれども、やはり金額のハードルという観点でいえば、ランニングコストに比べて、エアコンはやはり設置のところが一番のハードルになっている。エアコンを買いさえすれば使いたいという方が多いのかなとは私自身考えているところでございます。

そのときに、せっかく今回の補助を使って設置いただいている、まさに使っていただかないと本当に全く意味がありませんので、そこは設置の、実際に補助申請受け付けのやり取りの際ですとか、また当然、今既に設置してある方にもしかるべきタイミングでしっかりエアコンを設置してもらおうと。この補助に関係なく、しっかり気候変動の中において身体の安全を守ってもらおうという意味で、これは本事業にかかわらず、しっかりエアコンを含めた体調管理をやっていただくというのは、もうこれは健康福祉全般の観点からしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○11番（田中栄一君）**

まさしく市長が言われるとおりだと思います。やっぱりどうしても高齢者は遠慮しがちになってしまいますので、そこら辺については、やはり民生委員さん方も大変なんですけれども、そういった方々を通じて、あるいは市の職員を通じて、そういった利用についてしっかり啓発を行っていただいで進めていただきたいなと思います。

終わります。

**○議長（橋本正敏君）**

ほか。

**○1番（高橋信広君）**

すみません、2款1項6目の暮らしサポート商品券事業にちょっと戻ってお聞きしたいと思いますが、この商品券で1人10千円というのは、地域経済活性化に非常に寄与するいい事業と評価しております。この中で、国庫支出金が505,000千円ですね。いろんな報道を見ていますと、一般的には大体3千円ぐらいということは非常に伝わってくるんですが、ここに書いてある物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に追加された措置、食料品の物価高騰に対する特別加算というところの国庫支出金のもう少し詳しい内容の御説明をお願いしたいと思います。

**○財政課長（鵜木英希君）**

お答えいたします。

今回、国から重点支援地方創生臨時交付金の内示を受けておりまして、その推奨事業メニュー分の交付限度額といたしましては870,965千円の内示を受けているところでございます。食料品の特別加算分につきましては256,082千円のほうを受けているところでございます。今のは内数でございます。

以上です。

**○1番（高橋信広君）**

分かりました。

それからもう一つ、これが市民の方々に届くまでのプロセスと、大体いつから使えるのか、その辺のめどのほうをお願いしたいと思います。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

お答えします。

こちらは、この業務を外部委託しようと考えておりまして、早速、1月に業者の選定をいたしまして、それからまず商工団体とかJAふくおか八女さんへの説明、そして、取扱店の募集を予定しております。その後、商品券の製作とか、あと、発送先一覧の確定だとか、そういったものの手続がもろもろございまして、それが大体2月から3月中ぐらいまでに終わ

らせる予定でございます。3月下旬ぐらいから発送を開始しまして、先ほど申し上げましたとおり、4月1日から9月までを利用期間として設定したいと考えております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○14番（牛島孝之君）**

お聞きします。2款1項6目の暮らしサポート商品券事業、明確な答えがなかったようですので、お聞きしますが、事業内容として取扱店、商工会議所及び商工会に加盟している会員（希望事業者）並びにJAふくおか八女となっておりますけれども、今の時点で大型量販店、ゆめタウンとか、あるいはヤマダ電機、ベスト電器、あるいはアスタラビスタとか、コメリ、そういうのがありますけれども、それは把握はしてありますか。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

こちらにつきましては、今後、把握をしたいと思います。

以上です。

**○14番（牛島孝之君）**

今後じゃなくて、本来この場でそのくらい調べれば分かるわけでしょう。商工会議所、あるいは商工会に問合せをすれば、入ってありませんとか、入ってありますとか、あるいはコンビニであっても個人事業者、こういう方は会員であれば買えるわけですよ。だから、それをきちっと分かるのを、本来ならこの場できちっとしていただかないと、恐らく商品券発送と同時に、この店は使えます、この店は使えませんと出してもらわにや困りますけれども、この時点ではそれは把握できておらんわけですか、いかがですか。

**○企画部長（田中和己君）**

お答えさせていただきます。

この商品券事業で使えるお店、店舗につきましては、これまでも協力はいただくということで、3団体からの御協力はいただくようにしておりますが、どうしても商品券が使える店舗につきましては、今後、また追加で使えるお店とかの募集を改めて行っていただくということでお聞きしておりますので、今のところ現時点では明確な、大型店舗で使えるかどうかということにつきましてはお答えできませんが、商品券と併せて、先ほども企画政策係長のほうがお答えしましたが、商品券と併せて同封して使えるお店のほうをお示ししたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

**○14番（牛島孝之君）**

本来、この時点でそれを商工会議所、あるいは商工会に問合せすれば分かるわけですよ。だから、現在、この時点では、大型店舗のうち、ここはちゃんと会員になってありますとか、あるいはコンビニあたりも個人営業でこういうふうに入っておりますとか、あるいは商品券発行後、実際使えるようになった時点では増えるかもしれませんが、それは本来この

時点で把握しとかにゃいかんことでしょう。それについてはいかがですか。

**○企画部長（田中和己君）**

何度も申し上げて申し訳ありませんが、団体が3つありまして、そのうち2つは商工団体の八女商工会議所さんと八女市商工会さんになりますが、それぞれ取扱店舗につきましては、大型店が入って会員として登録されてある方とそうでないところもございますので、その辺は慎重に両団体とも協議をさせていただいて、正確なところを後ほどお示しさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長（橋本正敏君）**

よろしいですか。

**○18番（三角真弓君）**

先ほどのエアコンの件での関連なんですけれども、これが一応50世帯と決まっておりますけど、仮に申請者が50世帯を超えた世帯は、超えた対象者がそれ以上になった場合はどんなふうに考えてありますか。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

お答えします。

まず、予算を組み立てるときにマックスの100千円であればということで50世帯と書いておるんですが、当然それよりも安くということもあるだろうし、予算的には今、エアコンにかかるのは5,000千円ということで上げさせていただいております。その後につきましては、また予算がないものですから、それからまた状況を見ながらその期間中にどんどん出るようであれば、またそこで検討させていただくということになると思います。

**○18番（三角真弓君）**

これは市長にお尋ねする要望ですけど、屋内での熱中症が多いという質問もさせていただきましたけど、これが今回の国のそういった予算によってある程度予算も決まっているから、一応50世帯ということは理解はいたしますけれども、それを超えた場合、市民の暮らしを考えた場合、一般財源を使ってでも、補正を上げてでも、そういうところまでやってくださるのかどうか、これはどんなふうにお考えでしょうか。

**○市長（簗原悠太郎君）**

お答え申し上げます。

まず、冒頭補足なんですけど、本事業は完全一般財源で、まさにこれまでの審議会の中でも独自に物価高騰対策の支援をすべきじゃないかという御指摘を市議会からもいただいている中で、今、三角議員からも御指摘いただいたとおり、昨今の異常気象の状況を考えると、市民の命を守るためには一般財源を支出してでも、やはり本事業には取り組むべきだろうというところを執行部として判断をしたところでございます。

その件数につきましては、どうしてもやってみないと分からないという部分もあるんですけども、当然そこは希望がかなり殺到して予算を大幅に超えてしまった場合等は当然しっかり追加の対策を考えないといけないところでございますし、そのためには当然予算がかかってきますので、現時点で当然議会の議決も得ない中で予算をつけますとは申し上げられないところでございますけれども、そこはしっかり本事業をまずは早急に実施をした上で、その後の申込み等の状況を見た上で、また議会の皆様とも御相談をしながら、その後の対策についてはしっかり検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○18番（三角真弓君）**

すみません、1点の確認でしたけど、非課税世帯が対象ということで、これは生活保護世帯もその対象に入れてよろしいでしょうか。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

そのように考えております。生活保護世帯も該当です。

**○18番（三角真弓君）**

では次、プレミアム商品券の助成事業についてお尋ねをいたします。

これはここに実績が何年分か書いてありますけど、この購入というのはほぼ100%購入になっているのか、商工会、商工会議所を含め、状況はどんなになっているかお願いします。

**○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

プレミアム商品券の事業でございますが、昨年度から抽せん方式を採用しております。電子版についても抽せん方式でございます。特に商工会議所のほうにつきましては、倍率が1.5倍ということで購入ができなかったという方についてもお聞きをいたしております。

**○18番（三角真弓君）**

なかなか物価高で苦しんでいる方が非常に多いというのは、全市民が対象にはなっておりますけれども、このプレミアム付の商品券がなかなかそういう周知が難しい点があって、そういう非課税世帯とか、あるいは生活保護の方たちが、やっぱりこの2割というのは大きいもんですから、そういったことで少しでも生活が安定していくのであれば、そういったところもほかの課と連携、福祉課等と連携を取りながら、こういった分かりやすい形で、このプレミアム付商品券、こういったことで利用できますよということを周知していただきたいと思っております。その点どうでしょうか。

**○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

生活が苦しい方に対しての配慮、そういうことも必要だと思っております。そういう面に

つきましては、福祉担当のほうと今後連携をしていきたいと思っております。

周知につきましては、様々な方法で周知を図りまして、広報であったり、ホームページ、また、商工団体のほうからも積極的に情報発信をさせていただきたいと思っております。

**○18番（三角真弓君）**

非常にこの事業がうまくいけば、そういったなかなか足らなかった、先ほどのエアコンの電気代とか、いろんなことにも使われていくと思いますので、十分そこら辺の検討をよろしくお願いして、終わります。

**○5番（古賀邦彦君）**

すみません、2つあります。1つは、エアコンの設置助成事業についてです。ここに対象者として65歳以上の非課税高齢者世帯のうちと書いてありますけれども、ここでいう非課税というのは住民税非課税世帯を対象とするのか、そこを明確に御答弁をお願いします。

もう一つは、この物価高騰対策の豊富なメニューが今回示されておりまして、大変努力されている様子が分かりました。その中で、先ほども市長が触れられましたけれども、いわゆる一般財源、財政調整基金を使って新たに立ち上げた事業等があれば、これは財政調整基金を活用したと、ちょっと教えていただきたいと思えます。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

申し訳ございません。資料の中で言葉足らずでしたけれども、生活保護の世帯及び住民税非課税世帯というところがございます。よろしく申し上げます。

**○財政課長（鵜木英希君）**

お答えいたします。

今回、物価高騰対策支援事業といたしまして、財政調整基金は172,920千円充当しております。これは様々な、先ほどありました12事業のうち、全て不足分につきましては、財政調整基金のほうを充当しているところでございます。

議員が先ほどおっしゃいました財政調整基金のみで、一般財源のみで事業を行っているものになりますと、先ほどから出ております高齢者世帯エアコン設置助成事業、それにと、生活困窮者フードバンク支援事業、この2事業につきましては、一般財源のみでの対応をしているところでございます。

以上です。

**○5番（古賀邦彦君）**

分かりました。ありがとうございました。

**○議長（橋本正敏君）**

ほかありませんか。

**○12番（堤 康幸君）**

暮らしサポート商品券事業についてお尋ねをいたします。

今までは利用者、使うほうの形で今質問があっておりましたけれども、取扱店のほうですね、これは業務を委託されるということですが、商品券を受け取った取扱店、換金する場合に何か負担が生じるような形になるのかどうか、そこら辺をお伺いしようと思っております。

**○企画政策課企画政策係長（朽網俊哉君）**

その点につきましては、今後、事業者を決定次第、できるだけ取扱店の負担が減るような形で検討を進めたいと思っております。

以上です。

**○12番（堤 康幸君）**

いや、できるだけじゃなしに取扱店のほうの負担もないように、この業務委託料の中で調整をするべきだと思いますけれども、いかがですか。

**○企画部長（田中和己君）**

お答えさせていただきます。

取扱店舗につきましては、先ほどもちょっと答弁の中で触れましたけど、3団体との協議を今後行いますので、その中でちょっと調整したいんですけど、利用される店舗の負担が生じないように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**○12番（堤 康幸君）**

よろしく願います。

**○4番（水町典子君）**

高齢者世帯エアコン設置助成事業についてお尋ねしますが、これは設置完了までがこの購入申請時期に当てはまらないと駄目でしょうか。

**○介護長寿課長（前田加代子君）**

まず最初に事前申請をいただいておりますが、お間違いがない世帯、エアコンがないこと、その他相談事がないかというのを御訪問させていただいて、それから該当しますよということで申請につなげようと思っております。その時点から、申請のときから、あとつけていただいて、今度は金額を御請求いただくまで、その期間が8月末までを今の現時点では考えております。3月からになります。

**○4番（水町典子君）**

少し私が心配するのが、実はエアコンが2027年問題といって省エネ基準が変わるらしく、それ以降が基準を満たしていないと販売ができないということで、少し報道などで聞くと、来年度、2026年が駆け込み需要のようなもので、販売を促進するようなことも聞きますし、そのような中で、この期間というのがちょうど新年度、年度替わりに当たったり、まさに暑

くなる時期に重なってちょっと期間も短いような気がしましたので、そこだけ少し心配する点なんですね。なので、ちょっと意見にとどめますけれども、ちょっとお伝えいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○13番（石橋義博君）

皆さんおっしゃっている2款1項6目の商品券の件でございますけれども、目的、食料品を中心とした家計負担の軽減を図るとともに、市内事業者での消費を喚起し、地域経済の下支えを行うということでございます。目的も私はこれでいいと思いますし、事業内容もこれでいいと思います。ただ、量販店、コンビニ等々のお話も出ました。そこで、縛りを設けると市民にとって不都合も生じるかと思っておりますけれども、やはり初期目的を見失うことなく執行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

この補正の中に特別職も入っておりますので、議案第62号と同じ理由で反対をいたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和7年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題と

いたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

ボタンの確認をお願いいたします。押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。  
議案第67号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号 令和7年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和7年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 令和7年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋 本 正 敏

八女市議会議員 古 賀 邦 彦

八女市議会議員 栗 原 吉 平